

平成 20 年度事業計画書

(平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構による民商事分野の支援事業を従来随意契約で受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施している。平成 20 年度よりは個々の研修については、従来どおり随意契約で受託する見込みである一方、共同研究会・作業部会等の運営管理業務については公示・応募によるプロポーザル方式に変更されたが、当財団ではこれに応募し受託業者として選定された。

国際協力機構からの受託事業収入は、平成 14 年には 83 百万円に達したが、その後はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等一般研修の縮小等により受託総額はやや減少し、また平成 17 年度からのウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトが平成 19 年度上半期にて終了し、一方新たに平成 19 年度からインドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト及び中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが加わり、ここ数年は同規模の受託総額となっている。

平成 20 年度はベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトが 2 年目を迎える、カンボジアは 4 月より法制度整備支援プロジェクトがフェーズ 3 に、また裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトがフェーズ 2 に入る。それと上述のインドネシア、中国のプロジェクトが 2 年目で本格化することから受託規模は前年比若干の増加となる見込み。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

国際協力機構受託事業収入/費用の推移(平成 19 年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出	(千円)
平成 12 年度	45, 433	53, 832	
平成 13 年度	65, 060	71, 622	
平成 14 年度	82, 968	83, 446	
平成 15 年度	56, 814	57, 063	
平成 16 年度	56, 484	58, 038	
平成 17 年度	58, 543	62, 242	

平成18年度	52, 268	54, 838
平成19年度	51, 762	52, 021
平成20年度（予算）	58, 500	59, 500

(1)ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

平成19年度より実施されているベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として法の運用体制の強化、法曹等の能力強化・人材育成を目的として本邦研修を実施する予定。

第28回ベトナム研修 平成20年6月～7月（東京2週間）
研修員 10～12人

第29回ベトナム研修 平成20年8月（大阪2週間）
研修員 10～12人

(2)ベトナム法制度整備

平成19年4月から4年間の予定で新たにベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトが実施されている。

ここでは、「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区を指定し、同地区において、司法機関（裁判所、検察庁、弁護士会）及び司法補助機関（戸籍、不動産登記、公証に関する機関）の能力の改善に向けた取組みを行うことが予定され、起草支援としては、民事訴訟法・行政訴訟法の改正、刑事訴訟法の改正支援が予定されている。

(イ)ベトナム民法共同研究会（東京）

委員長 森嶌昭夫 日本気候政策センター理事長
委 員 8人
研究会 6回

(ロ)裁判実務改善研究会（大阪）

委員長 村上敬一 同志社大学大学院教授・弁護士
(平成18年度までの判決標準化共同研究会が改組されたもの)

その他研究会については現在未定。

(3)カンボジア法整備支援研修（カンボジア研修）

民事訴訟法は平成18年7月に成立・公布（適用は平成19年7月から）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）されたが、両法の適用・普及に向

けて引き続き日本側が支援協力を行う。

平成20年度カンボジア研修スケジュール

・第4回カンボジア法曹養成支援研修 10月（大阪）

（日本側実施主体：カンボジア法曹養成共同研究会）

研修員17人、期間2週間

・平成20年度カンボジア法整備支援研修 2月（大阪）

テーマ未定 研修員6～8人、期間2週間

・第5回カンボジア法曹養成支援研修 3月（大阪）

（日本側実施主体：カンボジア法曹養成共同研究会）

研修員17人、期間2週間

(4) カンボジア法制度整備

1) カンボジア法制度整備支援プロジェクト（民法・民事訴訟法草案作成支援）は、平成11年3月よりフェーズ1が開始され、日本側の支援組織として民法作業部会、民事訴訟法作業部会が設けられ、その結果、平成15年3月までに両草案が完成しカンボジア側に引き渡された。平成16年4月より平成20年3月までフェーズ2として民法・民事訴訟法の立法化支援及び関連法令起草支援等を実施、その結果民事訴訟法は平成18年7月に成立・公布（適用は平成19年7月から）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）された。

平成20年4月よりは4年間の予定でフェーズ3が開始され民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援及び民法・民事訴訟法適用のための諸活動支援が行われる予定。

- ①民法、同施行法及び付属法令（供託法、戸籍法等）、民法教科書の作成
- ②民事訴訟法、同施行法及び付属法令（執行官法、人事訴訟法等）

当年度も従来からの下記部会が継続される。

(イ) 民法作業部会（東京）

委員長 森嶽昭夫 日本気候政策センター理事長

委 員 13人

作業部会 9回/年

(ロ) 民事訴訟法作業部会（東京）

委員長 竹下守夫駿河台大学総長

委 員 9人

作業部会 8回/年

2)裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトは王立司法学院内の王立司法官職養成校における民事裁判を支援すべく平成17年11月から開始され平成20年3月でフェーズ1が終了した。平成20年4月よりは4年間の予定でフェーズ2として教材作成、教官養成等の支援及び継続教育への支援が実施される。

カンボジア法曹養成アドバイザリーグループ（大阪）

委員 5人

作業部会 6回/年

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者を起用して取り進める。

(5) インドネシア和解・調停制度強化支援研修（インドネシア研修）

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制度に注目し、法整備支援を要請してきている。

第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要があり、日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとして平成14年度にスタートし、（実質的には研修のカテゴリーに入る「インドネシア研修」と略称する。）次いで平成16年から3カ年で「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」をテーマとして本邦研修が実施された。

その成果を踏まえ、平成19年度から和解・調停制度整備のためのプロジェクトが開始され、本邦研修も実施されている。

第2回インドネシア和解・調停制度強化支援研修

平成20年7月（東京2週間）

裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など研修員10人～12人

(6) インドネシア法制度整備

インドネシアに対しては平成19年3月より2年間の予定で最高裁判所を支援対象機関として和解・調停制度強化支援プロジェクトが実施されている。和解・調停実務の改善、少額簡易裁判所制度の導入、上訴制度の合理化などを目的としたものである。

インドネシア「和解・調停制度強化支援」アドバイザリーグループ（東京・大阪）
委員長 草野芳郎 学習院大学教授
委員 4人 委員会 4回/年

(7) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト研修（中国研修）

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会からの要請に応じて平成19年11月から平成22年3月までの予定で中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが実施されている。

昨年11月の第1回本邦研修に引き続き平成20年度には、2回の本邦研修が予定されている。

第2回中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修

平成20年5月（大阪・東京2週間）
(日本側実施主体：中国民事訴訟法・仲裁法プロジェクト研究会)
研修員 全人代法制工作委員会民法室、最高人民法院など9名

第3回中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修

平成20年11月（東京2週間）
研修員 8～10名

(8) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

上記中国研修の項に記載の通り、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会からの要請で平成19年11月から平成22年3月までの予定で開始されたプロジェクトで、中国において公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることを目指したものである。

中国民事訴訟法・仲裁法改善研究会
委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授
委員 11人
研究会 8回/年

(9) 中央アジア比較法制研究セミナー

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト（平成17年11月～平成19年9月）が倒産法注釈書作成の完成をもって終了した。この後を受けて中央アジア向けの次期プロジェクトが検討されている。

今年度は、中央アジア諸国が市場経済化にふさわしい法制度を独力で整備し、その

解釈・運用が適切に行われるようにするため、中央アジア諸国の立法担当者等を対象に、中央アジア諸国の法的問題点を明らかにするとともにその改善策を策定することを目的とした各種民商事法制度に関する地域別研修が実施される。

中央アジア比較法制研究セミナー
平成20年12月 (大阪)
詳細未定

2 その他法整備支援事業

当財団は、国際協力機構のODA関係の事業とは別に法務総合研究所と共に日韓パートナーシップ研修を実施している。

(1) 日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院(最高裁)と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成11年度から継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。当年度は従来のテーマを継続するが、今後の方向としては登記制度以外の民事行政制度への拡大、また大法院ルートを通じて両国にとって有効な新規プロジェクトを検討していきたい。

第10回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、戸籍・供託制度をめぐる実務上の諸問題

韓国セッション 平成20年6月16日～6月26日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院公務員教育院(ソウル)において研修。

日本セッション 平成20年10月13日～10月23日東京

韓国チーム5名及び韓国法院の教授、教官が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)において研修。

3 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

当財団は国務院国家発展改革委員会を中国側の窓口として他関係機関の協力も得

て中国との事業を取り進めており、当年度は第13回日中民商事法セミナーを中国（北京）で開催する。

第13回日中民商事法セミナー

時期・場所：平成20年10月 北京

テーマ：未定

主催 日本：当財団、法務総合研究所

中国：国務院国家発展改革委員会

日本側講師：テーマに関する専門家講師2～3名招聘

本セミナーでは日中の開催地側より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は中国側より要望が出されることになっている。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、この内容の一層の充実を計るとともに、国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

(2)国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟（特許法院）、平成16年度は日中の知的財産法制度をテーマとして実施した。

当年度も関係諸機関の協力も得て、開催を検討したい。

(3)アジア太平洋諸国法制度シンポジウム

平成18年度～20年度の3ヶ年にわたり神戸大学の近藤教授を座長として「株主代表訴訟」をテーマに研究事業を立ち上げ研究を実施しているが、この研究の3カ年にわたる総まとめとしてシンポジウムを開催する予定。

時 期： 平成21年3月

場 所： 大阪中之島合同庁舎国際会議室

主 催： 法務総合研究所国際協力部、当財団

後 援： JETRO

対象国・地域：中国、韓国、シンガポール、台湾

テーマ：株主代表訴訟

（対象国より講師を招聘）

(4) 他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に關係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会及びその関連プロジェクトにも参加、協力していきたい。

法整備支援連絡会、石川国際民商事法センター主催シンポジウムの後援

4 調査研究事業

(1) アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家にお願いし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADR、第3期知的財産権、第4期国際会社法を実施してきたが、平成18年度～20年度の3ヶ年にわたり、国際会社法に関連したテーマとして「株主代表訴訟」について研究事業を実施している。

株主代表訴訟研究会

主 催： 法務総合研究所国際協力部、当財団
期 間： 平成18年度～20年度 3年間
対象国・地域：中国、韓国、シンガポール、台湾
研究会：座長 近藤光男神戸大学教授
研究会委員 7人

当年度は定期的研究会開催の他、海外現地調査等を中心に実施する予定。

(2) 海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。

(3) 資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記アジア太平洋諸国法制度調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

平成20年7月発行

平成19年度事業報告、平成20年度事業計画を掲載

アジア株式代表訴訟セミナー

平成20年11月発行

第13回日中民商事法セミナー特集を予定

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

年間2回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3)パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。